

巻頭言

平成 21 年版レポート 海難審判の発刊にあたって

海難審判所は、海難を発生させた海技従事者等に対する行政処分を行うための調査と審判を行い、もって海難の発生の防止に寄与するため、国土交通省の特別の機関として、平成 20 年 10 月 1 日に発足しました。

海難審判所の任務は、厳正な手続きが定められた海難審判法にのっとり、海難を発生させた海技従事者等の職務上の故意又は過失を認定して懲戒を行うことですが、懲戒の前提となる過失について、直近過失にとらわれず、海難防止に最も効果的な段階における過失を摘示することによって、当該海難の防止策を示し、これが同種海難の再発防止、ひいては海上交通の安全確保のための教訓となるよう努めて行くことであると考えています。

昨年来の金融危機に伴う実態経済の停滞、原油価格の上昇傾向などにより、海運・水産業界も厳しい環境に置かれておりますが、こういった状況において、安全の確保は更に重要性を増して来ています。昨年は、千葉県野島埼沖での護衛艦と漁船の衝突、明石海峡での貨物船など 3 隻の衝突、青森県陸奥湾におけるはたて漁船の沈没、千葉県犬吠埼沖でのまき網漁船の沈没、今年も、長崎県平戸沖でのまき網漁船の沈没など、多くの人命と財貨を失う海難が発生しております。海難審判法が改正されましたが、海難審判を通じて、海難の発生防止に寄与していくことには変わりはありませんので、今後も全力で任務の遂行にあたる所存です。

今回公表の運びとなりました「平成 21 年版レポート 海難審判」では、新体制となった海難審判所の業務、平成 20 年における海難の状況、調査及び審判の状況などを紹介しております。

本レポートにより、海難審判行政に対するご理解を一層深めていただき、更なるご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 21 年 12 月 海難審判所長